

業務継続計画 (BCP)

新型コロナウイルス感染症編

(介護サービス類型：入所系)

法人名 : 紀南地方老人福祉施設組合

施設・事業所名 : 特別養護老人ホーム百々千園

代表者名 :

管理者名 :

所在地 : 和歌山県西牟婁郡白浜町中1652
電話番号 : 0739-45-0335 (090-3825-1774)

作成日 : 2022年10月1日
改訂日 :

目次

1.	総則	1
1.1	目的	1
1.2	基本方針	1
1.3	主管部門	1
1.4	全体像	1
2.	平常時の対応	2
2.1	対応主体	2
2.2	対応事項	2
	（1）体制構築・整備	2
	（2）感染防止に向けた取組の実施	2
	（3）防護具、消毒液等備蓄品の確保	3
	（4）研修・訓練の実施	4
	（5）BCPの検証・見直し	4
3.	初動対応	5
3.1	対応主体	5
	感染疑い者の発生	5
3.2	対応事項	5
	（1）第一報	5
	（2）感染疑い者への対応	6
	（3）消毒・清掃等の実施	7
	検査	7
4.	感染拡大防止体制の確立	8
4.1	対応主体	8
4.2	対応事項	8
	（1）保健所との連携	8
	（2）濃厚接触者への対応	8
	（3）職員の確保	10
	（4）防護具、消毒液等の確保	10
	（5）情報共有	11
	（6）業務内容の調整	12
	（7）過重労働・メンタルヘルス対応	12
	（8）情報発信	13
	補足1 対応フローチャート	
	補足2 情報共有先	
	補足3 情報伝達の流れ	
	補足4 様式6の備蓄品の目安計算シート	
	様式1 推進体制の構成メンバー	
	様式2 施設外・事業所外連絡リスト	
	様式3 職員、入所者・利用者 体温・体調チェックリスト	
	様式4 感染(疑い)者・濃厚接触(疑い)者管理リスト	
	様式5 (部署ごと)職員緊急連絡網	
	様式6 備蓄品リスト	
	様式7 業務分類(優先業務の選定)	
	様式8 来所者立ち入り時体温チェックリスト	

1. 総則

施設内で方針を決定する。

1.1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者(感染疑いを含む)が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

1.2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

- ①入所者の安全確保:
入所者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
- ②サービスの継続:
入所者の生命、身体、安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。
- ③職員の安全確保:
職員の生命を守り、生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

1.3 主管部門

本計画の主管部門は、感染症対策委員会とする。

1.4 全体像

【補足1】対応フローチャートを参照する。

【補足1】

2. 平常時の対応

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知、感染疑い事例発生の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記で実施する。

2.1 対応主体

災害対策本部長(管理者)の統括のもと関係部門が一丸となって対応する。

2.2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

(1) 体制構築・整備①

- 全体を統括する責任者： 管理者
代行者： 園長
- 役割を認識し、スムーズに活動するために、推進体制を【様式1】推進体制の構成メンバーに示す。

【様式1】

(1) 体制構築・整備②

- 報告ルート、報告方法、連絡先等を事前に整理しておく。

【補足2】

【補足3】

【様式2】

(2) 感染防止に向けた取組の実施

(2-1) 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報(感染状況、政府や自治体の動向等)の収集

- 施設長(代行者)が以下の情報収集と施設内共有を行う。
- 厚生労働省、都道府県、市区町村のホームページから最新の情報を収集する。
厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
和歌山県の新型コロナウイルス感染症のホームページ
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/000200/covid19.html>
- 必要な情報は、施設内で共有・周知する。
ミーティング・別途文章等で伝達し、情報を掲示する。
重要な情報は、マニュアル化し、教育を実施して徹底する。

(2-2) 基本的な感染症対策の徹底

- ・入所者、職員は日々健康管理を実施し記録する。感染が疑われる場合には即連絡する。
 - ・ソーシャルディスタンスを保つ生活を行う。マスクを着用する。
 - ・施設入口に消毒液を置き、施設内に入る時は職員全員が手指の消毒を行う。
 - ・定期的にテーブル、手摺、ドアノブ、照明スイッチなど多くの人が触れる箇所の消毒を行う。
 - ・窓開け、機械換気などで換気を行う。
 - ・不要不急な会議、研修、出張は中止、延期する。入所者との面会はオンライン面会を推奨する。
 - ・業者の施設への立ち入りの際は、手指消毒の徹底、体温を計測し、発熱や咳などを確認する。
- ・感染防止マニュアルを作成し、教育を実施する。管理者はルールが守られているかを確認する。

感染対策
マニュアル
(様式なし)

(2-3) 職員・入所者の体調管理

- 職員、入所者の日々の体調管理を行う。
- 【様式3】を用いて、管理者が毎日確認する。
- 【様式3】必要に応じて職員、入所者・利用者 体温・体調チェックリストを印刷して用いる。

【様式3】

(2-4) 施設内出入り者の記録管理

- 施設内出入り者を記録する。
- 【様式8】を用いて、管理者が毎日確認する。
- 【様式8】必要に応じて来所立ち入り時体温チェックリストを印刷して用いる。

【様式8】

(2-5) 緊急連絡網を整備

- 職員の緊急連絡網を整備する。
- 【様式5】職員緊急連絡網を整備する。(緊急連絡簿を流用する。)
- 複数の職員に同時連絡ができるSNSなどの活用も検討する。

【様式5】

(3) 防護具、消毒液等備蓄品の確保

(3-1) 保管先・在庫量の確認、備蓄

- 担当者を決め、備蓄品を決める。次に必要数量を決め、防護具や消毒液等の在庫量・保管場所(広さも考慮する)、調達先等を明記するとともに職員に周知する。
- 感染が疑われる者への対応等により使用量が増加する可能性があること、発注後届くまでに時間がかかる可能性も考慮に入れ、備蓄量や発注ルールを確定し、記入する。

【補足4】

【様式6】

【様式2】

(4) 研修・訓練の実施

(4-1) 業務継続計画(BCP)を関係者で共有

- 策定したBCP計画を推進メンバーで抜けや漏れがないかを確認する。

(4-2) 業務継続計画(BCP)の内容に関する研修

- 以下の教育を実施する。
 - (1) 入職時研修
 - ・ 時期: 入職時
 - ・ 担当: 施設長
 - ・ 方法: BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を説明する。
 - (2) BCP研修(全員を対象)
 - ・ 時期: 毎年4月
 - ・ 担当: 施設長
 - ・ 方法: BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を共有する。
 - (3) 外部BCP研修(全員を対象)
 - ・ 時期: 毎年2月
 - ・ 担当: 外部講師
 - ・ 方法: 外部のeラーニングを受講する。

(4-3) 業務継続計画(BCP)の内容に沿った訓練(シミュレーション)

- 以下の訓練(シミュレーション)を実施する。
 - ・ 時期: 毎年3月、9月
 - ・ 担当: 施設長
 - ・ 方法: 感染者の発生を想定し、BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達の方法の確認などを机上訓練及び実地訓練を実施する。

(5) BCPの検証・見直し

(5-1) 最新の動向や訓練等で洗い出された課題をBCPに反映

- 以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。
 - ・ BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。
 - ・ 教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPを見直す。
 - ・ 訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

3. 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な行動ができるよう準備しておく。

3.1 対応主体

災害対策本部長(管理者)の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

【様式1】

感染疑い者の発生

- 息苦しさ、強いだるさ、発熱、咳、頭痛等の症状や嗅覚・味覚の異常等の症状がある場合、新型コロナウイルス感染症を疑い対応する。
 - 感染の疑いをより早期に把握できるよう、毎日の検温や体調確認等により、日頃から入所者の健康状態や変化の有無等に留意する。
 - 体調不良を自発的に訴えられない利用者もいるため、いつもと違う様子(活動量の低下や食事量の低下等)にも気を付ける。
 - 職員は、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底し、感染が疑われる場合は主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。
 - 管理者は、日頃から職員の健康管理にも留意するとともに、体調不良を申しやすい環境を整える。
- 感染疑い者を発見したら、速やかに「初動対応」を実行する。

3. 初動対応

3.2 対応事項

(1) 第一報

(1-1) 管理者への報告

- 感染疑い者が発生した場合、担当職員は、速やかに施設長・各業務係主任に報告する。

【補足2】
【補足3】

(1-2) 地域での身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡

- 担当職員は、施設長に連絡後、協力医療機関や地域で身近な医療機関、あるいは、受診・相談センターへ電話連絡し、指示を受ける。
施設利用者であること、氏名、年齢、症状、経過等を伝える。

【様式2】

(1-3) 施設内・法人内の情報共有

- 状況について施設内で共有する。
氏名、年齢、症状、経過、今後の対応等を共有する。
- 施設内においては、電話連絡・LINE・掲示板や社内イントラネット等の通信技術を活用し、施設内での感染拡大に注意する。
- 所属法人の担当窓口へ情報共有を行い、必要に応じて指示を仰ぐ。施設長は施設内で情報共有を行う。

【様式3】

(1-4) 指定権者への報告

- 施設長は保健所へ連絡を行い、指示を仰ぐ。
- 施設長は和歌山県へ報告する。
- 電話により現時点での情報を報告・共有するとともに必要に応じて文書にて報告を行う。

【様式2】
【様式3】

(1-5) 家族への報告

- 状況について当該利用者家族へ情報共有を行う。その際、入所者の状態や症状の経過、受診・検査の実施等の今後の予定について共有する。

(2) 感染疑い者への対応

(2-1) 入所者 個室管理

- 当該入所者について、個室に移動する。
- 個室管理ができない場合は、当該利用者にマスクの着用を求めた上で、「ベッドの間隔を2m 以上あける」または「ベッド間をカーテンで仕切る」等の対応を実施する。

(2-2) 対応者の確認

- 当該入所者とその他の入所者の介護等に当たっては、可能な限り、担当職員を分けて対応する。
- この点を踏まえ、勤務体制の変更、職員確保について検討を行う。

(2-3) 医療機関受診／施設内での検体採取

- 第一報で連絡した医療機関、受診・相談センターの指示に従い、医療機関の受診等を行う。
- 医療機関への受診には、施設の車を利用する。
- 保健所等の指示により、施設内で検査検体を採取することとなった場合は、検体採取が行われる場所について、以下の点も踏まえ保健所等に相談する。
 - ・当該場所までの入所者の移動について、他の入所者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること。
 - ・検体を採取する場所は、十分な換気及び清掃、適切な消毒を行うこと。

(2-4) 入所者 体調不良者の確認

- 入所者の状況を集約し、感染疑い者の同室の者に発熱症状を有する者が多かったり、普段と違うと感じた場合は、施設内で感染が広がっていることを疑い、体調不良者の状況調査を行う。
- 居室や食事のテーブルが一緒等、感染疑い者と接触する機会の多い利用者を中心に、体調不良者の状況調査を行う。

【様式3】
【様式4】

(2-5)職員 体調不良者の確認

●職員についても体調不良者の確認を行い、体調不良の場合は地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡するとともに、一時帰宅を検討する。

【様式3】
【様式4】

(3)消毒・清掃等の実施

(3-1)場所(居室、共用スペース等)、方法の確認

●当該入所者の居室、利用した共有スペースの消毒・清掃を行う。例えば、居室内のドアノブ、手すり、ベッド柵、トイレのドアノブ、水洗レバー、洗面所の蛇口等の高頻度接触面。

●手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、水拭きし、乾燥させる。

●保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。

検査

●検査結果を待っている間は、陽性の場合に備え、感染拡大防止体制確立の準備を行う。

＜陰性の場合＞

●入所を継続し、施設で経過観察を行う。

＜陽性の場合＞

●入院にあたり、当該医療機関に対し、新型コロナウイルス感染状況(感染者であるか、濃厚接触者であるか)も含めた当該入所者の状況・症状等を可能な限り詳細に情報提供を行う。

●現病、既往歴等についても、情報提供を行うとともに、主治医や嘱託医との情報共有に努める。

●退院にあたっては、退院基準を満たし退院をした者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しないことに留意し、受入準備を進める。なお、当該退院者の病状等その他の理由により適切なサービスを提供することが困難な場合は、個別に調整を行う。

《検査結果の捉え方》

➤ 検査の精度は100%ではなく、きちんと検体が採取できていない場合やウイルス量が少ない時期に検査し、陰性が出る場合もあることを理解する。

➤ 検査結果は絶対的なものではないため、一度陰性であったとしても、感染が疑われることがあれば、再度相談する必要がある。

4. 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

4.1 対応主体

災害対策本部長(管理者)の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

【様式1】

4.2 対応事項

(1) 保健所との連携

(1-1) 濃厚接触者の特定への協力

- 感染者が発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる入所者等の特定に協力する。
- 症状出現2日前からの接触者リスト、直近2週間の勤務記録、利用者のケア記録(体温、症状等がわかるもの)、施設内に出入りした者の記録等を準備する。
- 感染が疑われる者が発生した段階で、感染が疑われる者、(感染が疑われる者との)濃厚接触が疑われる者のリストを作成する。
- 【様式4】の感染(疑い)者・濃厚接触(疑い)者管理リストを活用する。

【様式4】

(1-2) 感染対策の指示を仰ぐ

- 消毒範囲、消毒内容、生活空間の区分け、運営を継続するために必要な対策に関する相談を行い、指示助言を受け、実施する。
- 行政検査対象者、検査実施方法について確認し、施設内での検体採取を行う場合は、実施場所について確認する。
- 感染者、濃厚接触者、その他の入所者がわかるよう、また、検査を受けた者とその検体採取日がわかるよう、職員及び入所者のリストを準備する。

(1-3) 併設サービスの休業

- 併設サービスについて、保健所から休業要請があればそれに従う。

(2) 濃厚接触者への対応

(2-1) 入所者 健康管理の徹底

- 濃厚接触者については7日間にわたり健康状態の観察を徹底する。
- 7日間行うことが基本となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従う。

【様式4】

(2-2) 個室対応

- 当該入所者については、原則として個室に移動する。
- 有症状となった場合は、速やかに別室に移動する。
- 個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者同士を同室とする。
- 個室管理ができない場合は、濃厚接触者にマスクの着用を求めた上で、「ベッドの間隔を2m以上あける」または「ベッド間をカーテンで仕切る」等の対応を実施する。

(2-3) 担当職員の選定

- 当該入所者とその他の入所者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。
- 職員のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う。

(2-4) 生活空間・動線の区分け

- 「介護現場における感染対策の手引き 第2版」等を参考に実施する(関連部分は、ガイドラインの14ページに掲載)。

(2-5) ケアの実施内容・実施方法の確認

- 濃厚接触者のケアの実施内容・実施方法については、下記を参照。
・「介護現場における感染対策の手引き第2版」(第Ⅱ章 新型コロナウイルス感染症)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

(2-6) 職員 自宅待機

- 保健所により濃厚接触者とされた職員は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。
- 職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。

【様式4】

(3)職員の確保

(3-1)施設内での勤務調整、法人内での人員確保

- 感染者や濃厚接触者となること等により職員の不足が見込まれる。
- 勤務が可能な職員と休職が必要な職員の把握を行い、勤務調整を行う。また、基準等について、不測の事態の場合は和歌山県へ相談した上で調整を行う。
- 勤務可能な職員への説明を行ったうえで、緊急やむを得ない対応として平時の業務以外の業務補助等への業務変更を行うなど、入所者の安全確保に努めるシフト管理を行う。(期間を限定した対応とする)
- 施設内の職員数にまだ余裕があれば、業務シフトを変更して対応し、同一法人内からの支援も検討する。
- 勤務時の移動について、感染拡大に考慮し近隣の事業所からの人員の確保を行う。
- 応援職員に「してほしい業務」「説明すべきこと」を決めておく。

【様式5】

(3-2)自治体・関係団体への依頼

- 自施設、法人内の調整でも職員の不足が見込まれる場合、自治体や関係団体へ連絡し、応援職員を依頼する。
- 感染者発生時の施設運営やマネジメントについては、協力医療機関の助言等も踏まえつつ、保健所の指示を受け施設長が中心となって対応する。
- 感染症対策に係る専門的知識も踏まえた運営やマネジメントを行う必要があるが、施設単独で行うには困難を伴うこともあり、その場合は早めに和歌山県等に専門家の派遣を依頼する。

【様式2】

(3-3)滞在先の確保

- 職員の負担軽減のため、必要に応じて近隣に宿泊施設を確保する。
宿泊先：白浜町内のホテル

(4)防護具、消毒液等の確保

(4-1)在庫量・必要量の確認

- 個人防護具、消毒剤等の在庫量・保管場所を確認する。
- 入所者の状況および濃厚接触者の人数から今後の個人防護具や消毒等の必要量の見通しをたて、物品の確保を図る。
- 個人防護具の不足は、職員の不安へもつながるため、十分な量を確保する。

【様式6】

(4-2) 調達先・調達方法の確認

- 通常の調達先から確保できない場合に備え、複数の業者と連携しておく。
- 不足が見込まれる場合は自治体、事業者団体に相談する。
- 感染拡大により在庫量が減るスピードが速くなることや、依頼してから届くまで時間がかかる場合があることを考慮して、適時・適切に調達を依頼する。
- 個人防護具の不足は、職員の不安へもつながるため、十分な量を確保する。

【様式2】

(5) 情報共有

(5-1) 施設内・法人内での情報共有

- 時系列にまとめ、感染者の情報、感染者の症状、その時点で判明している濃厚接触者の人数や状況を報告共有する。
- 管轄内保健所や行政からの指示指導についても、関係者に共有する。
- 職員の不安解消のためにも、定期的にミーティングを開く等により、施設内・法人内で情報共有を行う。
- 施設内での感染拡大を考慮し、電話連絡・LINE・社内イントラネット等の通信技術を活用し各自最新の情報を共有できるようにする。
- 感染者が確認された施設の所属法人は、当該施設へ必要な指示指導の連携を図るようにする。

【補足2】
【補足3】

(5-2) 入所者・家族との情報共有

- 感染拡大防止のための施設の対応、入所者や家族に協力をお願いすること(隔離対応、面会制限等)について説明する。
- 家族に入所者の様子をこまめに伝えるよう心がける。
- 必要に応じて文書にて情報共有を行う。

【補足2】
【補足3】

(5-3) 自治体(指定権者・保健所)との情報共有

- 保健所や自治体への報告内容、方法を記載する。
- 職員の不足、物資の不足、施設の今後の対応方針含め、早めの情報共有を行う。

【補足2】
【補足3】
【様式2】

(5-4) 関係業者等との情報共有

- 委託業者に感染者発生状況、感染対策状況等を説明し、対応可能な範囲を確認する。職員負担軽減のためにも、和歌山県や保健所とも相談し、可能な限りの対応を依頼する。同業者が対応困難な場合を想定し、あらかじめ他の専門業者を把握しておく。
- 感染者や濃厚接触者となった職員の勤務先を把握している場合は、個人情報に留意しつつ必要に応じて情報共有を行う。
- 必要に応じて、個人情報に留意しつつ、居宅介護支援事業所等と相談し、地域で当該入所者が利用等している医療機関や他サービス事業者への情報共有に努める。

【補足2】
【補足3】
【様式2】

(6)業務内容の調整

(6-1)提供サービスの検討(継続、変更、縮小、中止)

●業務を重要度に応じて分類し、感染者・濃厚接触者の人数、出勤可能な職員数の動向等を踏まえ、提供可能なサービス、ケアの優先順位を検討し、業務の絞り込みや業務手順の変更を行う。
(※新型コロナウイルス感染症対応に関して、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いが可能とされている。)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html#0200>

【様式7】

●サービスの範囲や内容について、保健所の指示があればそれに従う。

●応援職員への対応方法を検討しておく。

- ①食事介護 : 利用者ごとの介助方法、食事ケア時の感染防止対策、配膳、下膳場所
- ②排泄介助 : 利用者ごとの介助方法、排泄ケア時の感染防止対策、排泄物の処理方法
- ③服薬支援 : 利用者ごとの服薬支援
- ④消毒・清掃作業 : 物品の場所、管理方法、消毒・清掃方法・タイミング

(7)過重労働・メンタルヘルス対応

(7-1)労務管理

●勤務可能な職員をリストアップし、調整する。

●職員の不足が見込まれる場合は、早めに応援職員の要請も検討し、可能な限り長時間労働を予防する。

●勤務可能な従業員の中で、休日や一部の従業員への業務過多のような、偏った勤務とならないように配慮を行う。

●施設の近隣において宿泊施設、宿泊場所の確保を考慮する。

(7-2)長時間労働対応

●連続した長時間労働を余儀なくされる場合、週1日は完全休みとする等、一定時間休めるようシフトを組む。

●定期的に実際の勤務時間等を確認し、長時間労働とならないよう努める。

●休憩時間や休憩場所の確保に配慮する。

(7-3)コミュニケーション

●日頃の声かけやコミュニケーションを大切にし、心の不調者が出ないように努める。

●風評被害等の情報を把握し、職員の心のケアに努める。

(7-4)相談窓口

- 施設内又は法人内に相談窓口を設置するなど、職員が相談可能な体制を整える。
- 自治体や保健所にある精神保健福祉センターなど、外部の専門機関にも相談できる体制を整えておく。

(8)情報発信

(8-1)関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応

- 法人内で公表のタイミング、範囲、内容、方法について事前に方針を決めておく。
- 公表内容については、入所者・家族・職員のプライバシーへの配慮が重要であることを踏まえた上で検討する。
- 取材の場合は、誰が対応するかをあらかじめ決めておく。複数名で対応にあたる場合も、対応者によって発信する情報が異ならないよう留意する。
- 入所者・家族・職員が、報道を見て初めてその事実を知ることがないように気をつける。発信すべき情報については遅滞なく発信し、真摯に対応する。
- 情報発信に関する注意点(感染者の情報を職員個人の判断で公表しない、職員同士で利用者及び家族の前や公共の場で話さない、齟齬がないようできるだけ書面を用いて発信する等)を記載しておく。

【補足2】
【補足3】

<更新履歴> 更新時の更新内容も記入しておく、更新前との比較が容易になる。

日付	更新内容	承認 (〇〇)
2022年11月1日	新規制定	

(参考)新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」:

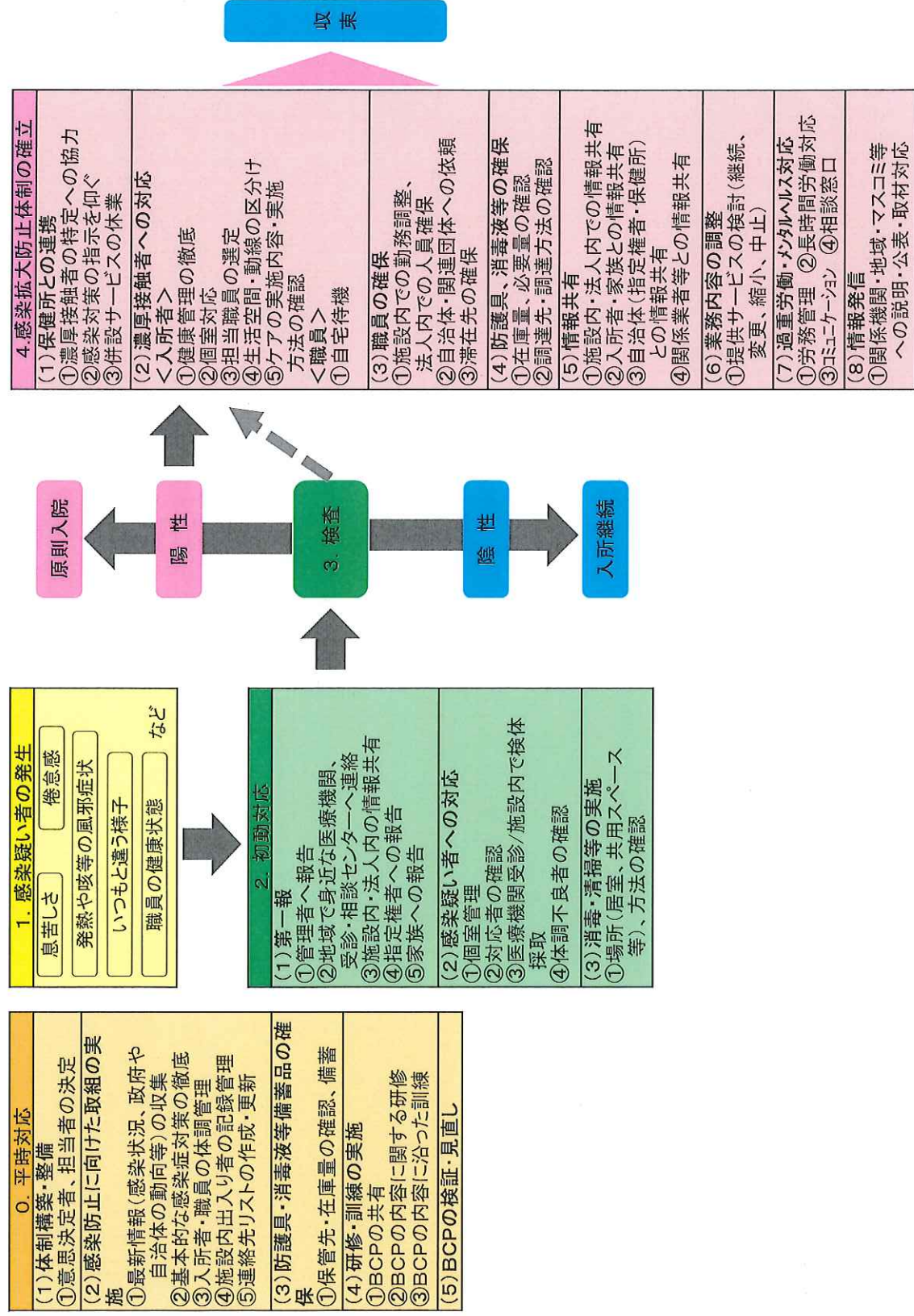
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」:

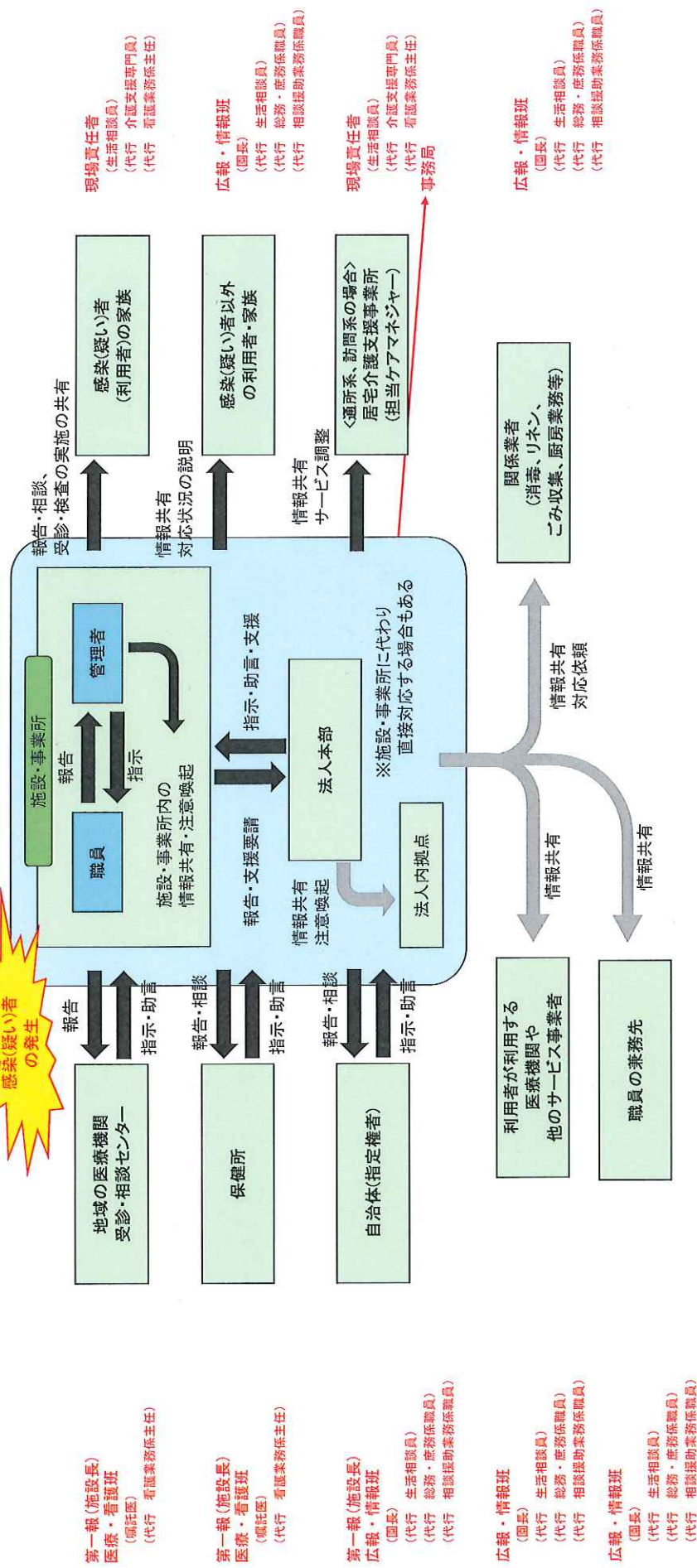
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

○(各施設で必要なものを記載)

新型コロナウイルス感染(疑い)者発生時のフローチャート(入所系)



若者の発生
感染(疑い)



補足3:情報伝達の流れ

災害発生時の状況を訓練(シミュレーション)等でイメージし、赤字の部分を検討・確認する。
(注) 特定の担当者に業務が集中すると、連絡・相談ができなくなすることを注意する。

No	区分	誰が 連絡者	いつ タイミグ	どこへ 連絡先	何を 情報の内容	どのように 連絡方法	留意点
1	第一報	担当者	即時	施設長または代行者	感染疑い者の情報	電話	夜間でも異変に気が付いたら即連絡
2	第一報	担当者	即時。夜間は判断要	医療機関、受診・相談センター	感染疑い者の情報	電話	施設長に連絡してから電話する
3	第一報	施設長	連絡後即時	施設内	BCPの発動 または参集依頼	電話、LINE	BCPの発動を判断する。必要に応じて職員の手集を指示
4	第一報	施設長	連絡後即時	法人内(法人窓口者)	感染疑い者の情報	電話	
5	第一報	施設長	即時または朝一番	保健所、指定権者	感染疑い者の情報	電話	
10	第一報	施設長	即時または朝一番	居宅介護支援事業所(担当ケアマネジャー)	感染疑い者の情報	電話	
11	第一報	施設長	即時または朝一番	利用者が利用する医療機関	感染疑い者の情報	電話	
12	第一報	施設長	即時または朝一番	利用者が利用する他のサービス事業者	感染疑い者の情報	電話	
13	第一報	施設長	即時または朝一番	職員の兼務先	感染疑い者の情報	電話	

No	区分	誰が 連絡者	いつ タイミグ	どこへ 連絡先	何を 情報の内容	どのように 連絡方法	留意点
	感染確定	現場責任者	即時	広報・情報班へ連絡	感染者の情報	電話	陽性者が確定したら即連絡
	感染確定	現場責任者	即時、毎日	利用者、ご家族	感染者の情報	電話	連絡フォローマートを決めておく
10	感染確定	現場責任者	即時、適宜定期的に	居宅介護支援事業所(担当ケアマネジャー)	感染者の情報	電話	感染の状況報告。濃厚接触者含。
11	感染確定	現場責任者	即時、適宜定期的に	利用者が利用する医療機関	感染者の情報	電話	定期報告は広報・情報班でも良い
12	感染確定	現場責任者	即時、適宜定期的に	利用者が利用する他のサービス事業者	感染者の情報	電話	
6	感染確定	現場責任者	即時、毎日	保健所、市区町村、都道府県	感染者の情報	電話	電話にて報告指示を受ける。
9	感染確定	広報・情報班	適宜定期的に	利用者、ご家族(感染(疑い)者以外)	感染者の情報 (個人情報削除)	電話、書面	
14	感染確定	広報・情報班	即時、適宜定期的に	関係業者	感染者の情報 (個人情報削除)	電話、書面	来訪禁止、感染フロア立入禁止を伝える
15	感染確定	広報・情報班	即時、適宜定期的に	関係機関、他事業所	感染者の情報 (個人情報削除)	電話、書面	
16	感染確定	広報・情報班	即時、適宜定期的に	地域関係者	感染者の情報 (個人情報削除)	電話、書面	
17	感染確定	広報・情報班	即時、適宜定期的に	HPで情報公開	感染者の情報 (個人情報削除)	電話、書面	

様式1：推進体制の構成メンバー

施設・事業所の状況に合わせて、「感染対策委員会」等の体制も参考に、対策本部の体制を構築する。

担当者名／部署名	対策本部における職務（権限・役割）	
紀南老福祉施設組合管理者 電話：090-XXXX-XXXX 代行 園長 電話：090-XXXX-XXXX	対策本部長	・対策本部組織の統括、全体統括 ・緊急対応に関する意思決定
園長 電話：090-XXXX-XXXX 代行 生活相談員 電話：090-XXXX-XXXX	事務局長	・対策本部長のサポート ・対策本部の運営実務の統括 ・関係各部署への指示
事務局長 電話：090-XXXX-XXXX 代行 相談援助業務係職員 代行 総務係・庶務係職員 電話：090-XXXX-XXXX	事務局メンバー	・事務局長のサポート ・関係各部署との窓口 ・社外対応の窓口
園長 電話：090-XXXX-XXXX 代行 生活相談員 総務・庶務係職員 相談援助業務職員 電話：090-XXXX-XXXX	広報・情報班	・社外対応(指定権者) ・医療機関との連携 ・関連機関、他施設、関連業者との連携 ・ホームページ、広報、地域住民への情報公開
看護業務係主任 電話：090-XXXX-XXXX 代行 看護業務係職員 園長 電話：090-XXXX-XXXX	設備・調達班	・感染防護具の管理、調達
百々千園生活相談員 電話：090-XXXX-XXXX 代行 介護支援専門員 看護業務係主任 電話：090-XXXX-XXXX	現場責任者	・施設内の統括 ・保健所、医療機関、受診・相談センターへの連絡 ・利用者、ご家族、職員への情報提供・発信
嘱託医 電話：090-XXXX-XXXX 代行 看護業務係主任 電話：090-XXXX-XXXX	医療・看護班	・感染拡大防止対策に関する統括 ・感染防止策の策定、教育 ・医療ケア
介護業務係主任 電話：090-XXXX-XXXX 代行 介護業務課係職員 電話：090-XXXX-XXXX	介護班	・介護業務の継続
栄養管理業務係主任 電話：090-XXXX-XXXX 代行 栄養管理業務係職員 調理業務係主任 電話：090-XXXX-XXXX	給食班	・給食業務の継続

様式2：施設外・事業所外連絡リスト

行政、医療機関、委託業者・取引先などの連絡先を予め確認し、本様式に記入する（別途作成されている場合は、作成不要）。
 連絡先は、できれば複数名にすると良い。地震と共用にする場合は赤字の機関を追加する。

機関種別	名称	担当者	部署	電話番号	メールアドレス	ホームページ	住所	備考
例) 保健所	●●保健所	〇〇課長	総務	03-XXXX-XXXX 090-XXXX-XXXX	XXXXX@xxxxxx		〇〇県△△市■町	代行者：●● 電話：090-XXXX-XXXX
地域医療機関	白浜はまゆう病院							
地域医療機関	南和歌山医療センター							
地域医療機関	三谷医院							
受診・相談センター	白浜町保健センター							
保健所	田辺保健所							
自治体	白浜町							
関連機関	養護老人ホーム椿園							
関係業者	和歌山県老人福祉施設協議会							
調達先	紀陽銀行 白浜支店							
地域住民	中区							
職員兼務先は個人情報のため、別でファイル								
建物	戸田建設							
建物（電気関係）	パナソニック							
建物（自動ドア）	ナブコドア							
建物（エアコン）	紀陽ダイキン空調							
建物（給湯設備）	三菱電機ビルソリューションズ							
建物（給湯・給排水設備）	中央ビルメンテナンス							
建物（居室ドア）	小松オール工業							
建物（ドアロックシステム）	JEI							
建物（サッシ）	中本サッシ							
建物（太陽光発電）	岩本電気産業							
エレベーター	日立ビルシステム							
電気	関西電力							
水道	白浜町上水道課							
ガス	白浜ガス							
電話	和歌山電工							
インターネット	NTT西日本							
インターネット（プロバイダ）	サイバーリンクス							
自動通報装置・スプリンクラー・自家発電機	ワカボ							
ナースコール	ケアコム							
自動車	富田モーターズ							

様式2：施設外・事業所外連絡リスト

行政、医療機関、委託業者・取引先などの連絡先を予め確認し、本様式に記入する（別途作成されている場合は、作成不要）。
 連絡先は、できれば複数名にすると良い。地震と共用にする場合は赤字の欄を追加する。

機関種別	名称	担当者	部署	電話番号	メールアドレス	ホームページ	住所	備考
自動車	渡本自動車							
自動車	日栄自動車							
ガソリンスタンド	JA 雷田SA							
購入業者 (マスク・ケアガウン)	渡辺医療器械店							
購入業者 (消毒液)	メディセオ							
購入業者 (手袋 おむつ)	大黒ヘルスケアサービス							
購入業者 (紙皿・ティッシュ等)	ヤマシタ							
購入業者 (紙皿・ティッシュ等)	コメリ							
購入業者 (おむつ)	丸和							
購入業者 (おむつ)	コーペービー							
購入業者 (ティッシュ・検査キット)	うえだ							
購入業者 (ペーパー等)	寒川紙店							
購入業者 (介護ベッド)	パラテクノ							
購入業者 (パソコン)	山久							
購入業者 (パソコン)	うえだ							
購入業者 (業務用洗濯・乾燥機)	阿本プロテックス							
リース業者 (施設介護システム)	ワイズマン							
リース業者 (居宅介護システム)	五木OA							
リース業者 (財務会計システム)	ぎょうせい							
リース業者 (複合機)	うえだ							
委託業者 (布団等リボン類)	丸和							
委託業者 (布おむつ)	コーペービー							
委託業者 (芳香・殺虫)	日本カルミック							
委託業者 (ごみ収集)	志場商店							
委託業者 (浄化槽保守)	中央ビルメンテナンス							
委託業者 (ドアロックシステム)	JEI							
委託業者 (浴槽循環システム)	ローレル							
委託業者 (電気設備・チャンド管理)	関西電気保安協会							
委託業者 (エレベーター)	日立ビルシステム							
委託業者 (給湯設備)	三菱電機ビルソリューションズ							
委託業者 (防犯)	NWS							
委託業者 (消防設備)	ワカボ							
委託業者 (特殊浴槽)	酒井医療							

様式2：施設外・事業所外連絡リスト

行政、医療機関、委託業者・取引先などの連絡先を予め確認し、本様式に記入する（別途作成されている場合は、作成不要）。
連絡先は、できれば複数名にすると良い。地震と共用にする場合は赤字の機関を追加する。

機関種別	名称	担当者	部署	電話番号	メールアドレス	ホームページ	住所	備考
委託業者（シャワー浴槽）	OG技研							
給食関係（調理設備・配膳車）	大和総業							
給食関係（冷凍・冷蔵設備）	ホシザキ京販							
給食関係（食材関係）	KL							
給食関係（食材関係）	Vショップ堀内店							
給食関係（食材関係）	サニーマート							
給食関係（食材関係）	白浜鮮魚							
給食関係（食材関係）	萬野総本店							
給食関係（食材関係）	谷地商店							
給食関係（食材関係）	岸商店							
給食関係（食材関係）	岩田豆腐店							
給食関係（食材関係）	かねわ食品							
給食関係（食材関係）	紀南農協 とんだ支所							
給食関係（食材関係）	和歌山ヤクルト販売							
給食関係（食材関係）	まりん							
給食関係（食材関係）	田辺米穀							
給食関係（食材関係）	棉原酒食品店							
給食関係（食材関係）	畑上和商店							
給食関係（食材・非常食関係）	モリカワ							
給食関係（非常食関係）	山口商会 新宮支店							

項目ごとにチェック対象者全員が問題なければ○印、一人でも症状があれば人数と該当者を特定。

[illegible]

様式4：感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト

<感染（疑い）者>

報告日	感染者/ 感染疑い者 (いずれかに○)	属性 (いずれかに○)	所属 (職員の場合)	氏名	感染者 区分	発症日	出勤 可能日 (見込)	発症日から2日前までの間の行動 (感染（疑い）者が会った職員名・触った事業所箇所 等)	管理 完了
10/10	感染疑い者	職員/入所者/ 出入り業者	〇〇課	〇〇〇〇	本人/ 同居家族	10/5	10/20	10/4 △△と夕食を食べた 10/3 ○号室で嘔吐した	
/		職員/入所者/ 出入り業者			本人/ 同居家族	/	/		
/		職員/入所者/ 出入り業者			本人/ 同居家族	/	/		
/		職員/入所者/ 出入り業者			本人/ 同居家族	/	/		

<濃厚接触（疑い）者>

報告日	濃厚接触者/ 接触疑い者	属性 (いずれかに○)	所属 (職員の場合)	氏名	感染者 区分	発症日	出勤 可能日 (見込)	接触した感染（疑い）者の職員名・利用者、状況等	管理 完了
10/10	接触疑い者	職員/入所者/ 出入り業者	〇〇課	〇〇〇〇	本人/ 同居家族	10/5	10/20	10/4 △△と休憩室でマスクをせず長時間会話をした	済
/		職員/入所者/ 出入り業者			本人/ 同居家族	/	/		
/		職員/入所者/ 出入り業者			本人/ 同居家族	/	/		
/		職員/入所者/ 出入り業者			本人/ 同居家族	/	/		

（参考）感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者の特定にあたっては以下を参考。

- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
- ・ 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、新型コロナウイルス感染が疑われる者と15分以上の接触があった者

様式6：備蓄品リスト

(注)施設・事業所の状況に応じて、リスト内の品目を追加・削除してください

(注)一部の品目の必要数は、補足4の目安計算シートを参照してください

備蓄品の管理をするため記入する。(※必要に応じてシートをコピーして使用。)

[illegible]

様式7：業務分類（優先業務の選定）

(注)施設・事業所の状況に応じて、項目の追加・削除・修正して下さい

施設の業務を重要度に応じて4段階に分類し、出勤状況を踏まえ縮小・休止する。入所者・利用者の健康・身体・生命を守る機能を優先的に維持する。（出勤率をイメージしながら作成。）

分類名称	定義	業務例	出勤率			
			30%	50%	70%	90%
業務の基本方針						
A:継続業務	・優先的に継続する業務 ・通常と同様に継続すべき業務	食事、 排泄、 医療的ケア、 清拭 等	食事(災害時メニュー、朝夕のみ) 排泄(オムツを利用) 医療的ケア(必要最低限)	食事(災害時メニュー、簡易食品) 排泄(ほぼ通常通り) 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭	食事(ほぼ通常通り) 排泄(ほぼ通常通り) 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭	食事(通常のメニュー) 排泄 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭
B:追加業務	・感染予防、感染拡大防止の 観点から新たに発生する業務	【感染対策】 利用者家族等への各種情報提供、 空間的分離のための部屋割り変更、 施設内の消毒、 予防接種への対応、等 【人員対策】 出勤者の確保、シフト調整 施設内、法人内応援者の手配 応接者の手配、教育 行政、関連団体等への応援要請 給食、清掃、洗濯業務の見直し	利用者家族等への各種情報提供 空間的分離のための部屋割り変更 施設内の消毒 特定接種、集団接種対応	利用者家族等への各種情報提供 空間的分離のための部屋割り変更 施設内の消毒 特定接種、集団接種対応 応接者の受入、教育 法人内の玉突き支援 行政、関連団体等への応援要請 給食、清掃、洗濯業務の見直し	利用者家族等への各種情報提供 空間的分離のための部屋割り変更 施設内の消毒 特定接種、集団接種対応 職員の復帰に合わせ応援者の縮小 法人内の玉突き支援 行政、関連団体等への情報提供 給食、清掃、洗濯業務の正常化	利用者家族等への各種情報提供 空間的分離のための部屋割り変更 施設内の消毒 特定接種、集団接種対応 職員の復帰に合わせ応援者の縮小 法人内の正常化 行政、関連団体等への情報提供 給食、清掃、洗濯業務の正常化
C:削減業務	・規模、頻度を減らすことが可能な 業務	入浴、 機能訓練、 口腔ケア、 洗顔、 洗濯、 掃除 等	入浴(休止) 機能訓練(休止) 必要者に、うがい 洗顔(必要者に清拭) 洗濯(休止)、ディスプレイズで対応 清掃(感染対策のみ)	入浴(休止)、適宜清拭 機能訓練(病癒・拘縮予防) 必要者に、うがい 洗顔(必要者に清拭) 洗濯(必要最低限) 清掃(感染対策のみ)	入浴(休止)、適宜清拭 機能訓練(病癒・拘縮予防) 適宜口腔ケア 洗顔(必要者に清拭) 洗濯(必要最低限) 清掃(感染対策のみ)	入浴(ほぼ通常通り) 機能訓練(ほぼ通常通り) 口腔ケア(ほぼ通常通り) 洗顔(ほぼ通常通り) 洗濯(ほぼ通常通り) 清掃(ほぼ通常通り)
D:休止業務	・上記以外の業務		以下の休止 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会	以下の休止 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会	以下の縮小(実施回数の制限) ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会	以下の縮小(実施回数の制限) ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会

付随する短期入所事業(ショートステイ)について、介護者のレスパイトを理由とした利用を休止(縮小)する(在宅サービスの縮小による受け皿とする)

様式8：来所者立ち入り時体温チェックリスト

備え付けの非接触型体温計で検温願います。体温が37.5度を越える場合は立ち入りをご遠慮させていただいております。あらかじめご了承ください。

[illegible]